

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：5件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系空気圧縮機（A）の運転時、異音の発生が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
2	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）出口導電率計のサンプリング流量にハンチングが認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
3	5号機	所内ボイラ用給水ポンプ（C）駆動用電動機の点検において、負荷側シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
4	5号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A系）近傍に設置されているチェッカープレートが行方不明（1枚）となったため、調査後、対応検討	GⅡ	
5	その他	水処理設備排水処理装置内カオリン注入ポンプのVベルトに異音の発生及び微細な亀裂が認められたため、当該Vベルトを交換	GⅢ	